

2022年度リスト規制改正（2022.12.6 施行）に関する意見提出結果

米満 啓

10月6日、パブリックコメントを踏まえ、本年度リスト規制改正の省令・告示等が公布されました。

今回の改正で、(敢えて私からは意見を述べませんでした) 実務面からみて大きな意味があるのは、少量重水素化合物・混合機に対する特別一般包括許可の適用範囲拡大だだと思います。特に少量重水素化合物については、CISTEC で私が 2006 年に問題提起したのが、規制緩和運動の出発点となった歴史があるので感慨深いものがあります。

(詳しくは <http://www.1st-xcont.com/dStandardSpecialPage.html> 参照)

私が運動していた当時は、結果が「旧ホワイト国限定での包括許可適用」どまりでしたが、今回ついに「旧ホワイト国以外へも適用」となったのは大成功と思います。跡をついで運動を続けて下さった関係者のみなさんに敬意を表する次第です。

さて今回、当事務所から提出した意見は2本、結果は1勝1敗でした。

1. 要約

意見要旨	結果
【意見1】「と地域②」の個別許可申請手続き ・上記地域のうち「と地域③」の指定外の仕向地 案件の個別許可手続きは、従前どおり「Aセット 書類・局申請」でよいのではないかと？	× 不採用 (但しまともな説明なく、不採用の理由不明)
【意見2】「技術、提供先国及び提出書類」の表記 ・《提出書類通達》別表2における「及び」「又は」 「若しくは」の表現調整	○ 採用

2. 意見と結果の詳細

【意見1】《提出書類通達》《包括許可取扱要領》

【改正内容】				
・7項(16)／《貨物等省令》6条十七号へ(四)貨物の「と地域②」向け取り扱いを「Aセット書類・局申請」から「B2セット・本省申請」に変更				
【提出意見】				
・《輸出令》別表第1の7項(16)／《貨物等省令》6条十七号へ(四)貨物の、「と地域②（但し「と地域③」を除く）」向け取扱いは「Aセット書類・局申請」でよいのではないのでしょうか？				
【理由】				
・改正案では上記貨物の「と地域②」向けは一律に「B2セット書類・本省申請」となっています。一方、包括許可の適用は、「と地域②」向けであっても、(下表の通り) そのうち「と地域③」と「それ以外」(シンガポール等) を分けています。				
改正前				
	と①			ち
	い①	り	と②	
個別	Aセット・局			Cセット・本省
包括	特別一般・一般	特別一般		—
↓				
改正後				
	と①			ち
	い①	り	と②	
			と③ 以外 (シンガポール等)	
個別	Aセット・局		B2セット・本省	Cセット・本省
包括	特別一般・一般	特別一般	特定	—
<p>・「と地域②」向けを（「と地域③」と「それ以外」を分けずに）「B2セット・本省申請」とするのは、《省令》6条十八号・二十二～二十四号における窒化ガリウム品に同等という意味での合理性もあることとは思います。しかし同時に、今回特に《運用通達》で「と地域③」の区分を新設したにもかかわらず、同通達中での取り扱いに変化がないようにも見えます。</p> <p>一方《包括許可取扱要領》では、これによって《省令》6条十七号へ(四)貨物に対する取り扱いを、シンガポール等向けについては上記窒化ガリウム品と異なるようにしていることを考えると、個別許可の手続きにそれを反映させてもよいのではないのでしょうか？</p>				
【経産省回答】				
<p>国際的な平和及び安全の維持の観点から、貨物等省令第6条第十七号へ（四）に該当する貨物を「と地域②」及び「ち地域」に輸出する場合の個別輸出許可申請は本省で受け付けることとしました。従って、現行の「運用通達別表第1の別紙2（17の2）（イ）から（ハ）までの各号」の貨物と同じ取り扱いとなることから、この部分を改正することとし、提出書類も同等としています。このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>				

【この回答のどこが”まともでない”か】

- ・提出意見の焦点は、「機微な品目として当該貨物の取り扱いを厳格化すること」の如何ではありません。「それはわかる」けれど、「シンガポール等（「と地域③」から外れた国）向けについては《包括許可取扱要領》に準じた扱いでもよいのでは？」というのが、問題提起の主眼なのです。
- ・「《包括許可取扱要領》に準じた扱い」とはどういう意味か？
経産省回答要旨は「現行の運用通達別表第1の別紙2（17の2）（イ）から（ハ）までの各号の貨物と同じでいいだろ？」ですよね。しかし《包括許可取扱要領》において、ここで論じている「貨物等省令第6条第十七号へ（四）貨物」の扱いは、「現行の運用通達別表第1の別紙2（17の2）（イ）から（ハ）までの各号の貨物」と異なります。（「シンガポール等」向けに限っては、特別一般包括許可の適用対象となっているからです）
- ・回答文は、「包括許可との整合性」という質問のポイントを素通りし「機微な品目だからです」で済まそうとしています。質問を理解できていないのか、それともまともに答える気がなかったのか。少なくとも国民とのコミュニケーションという観点から申せば、問題のある対応だったと思います。
- ・なお、本件では私（意見番号90）と同じ趣旨の意見が下記3本出ています。3本とも回答は「No.90の回答のとおりとさせていただきます。」でした。

意見 93

提出書類通達別表1 7の項（2）、（16）、（18）・・・（と地域②）

【意見内容】

改正の必要はない。

【理由】

ここに輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号を含めるのは適切ではありません。

意見 94

提出書類通達別表1 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号

【意見内容】

輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号に関しては、「と地域②（と地域③）を除く。」向けと「と地域③」向けをそれぞれ規定する。

【理由】

包括許可要領でも輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号の関しては、「と地域②（と地域③を除く。）」向けは「特別一般」、「と地域③」向けが「特定」と規制に差異があり、個別許可申請でも申請書類等に差異があつてしかるべきと考えます。

意見 95

提出書類通達別表2 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号に係る技術

【意見内容】

輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号の技術に関して、「と地域②（と地域③）を除く。」向けと「と地域③」向けをそれぞれ規定する。

【理由】

包括許可要領でも輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七号の技術関しては、「と地域②（と地域③を除く。）」向け、「と地域③」向けが「特定」となっています。個別許可申請でも申請書類等を包括の「特定」と同程度の適切なものとすべきと考えます

【意見2】「技術、提供先国及び提出書類」の表記について

…《提出書類通達》別表2

<p>【提出意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表2の下記記述中、下線を施した「及び」は「又は」に変更した方が適切だと思います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2（1（ロ）及び2（ロ）を除く。）に掲げる技術</p> </div>									
<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ここで対象にしているのは右図の黄色の部分だと思います。それならば「又は」が適切でしょう。 もし「及び」を使うと 上段では「付表1」と「付表2(但し1(ロ)2(ロ)以外)」 の両方に同時に掲げるもの（両方に該当するもの）、という意味になってしまいます。 									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #FFD700; text-align: center;">付表1</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">付表2の1(ロ)</td> <td rowspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">付表2技術のうち、左記の1(ロ)と2(ロ)を除いた残り</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">付表2の2(ロ)</td> </tr> </table>		付表1		付表2の1(ロ)	付表2技術のうち、左記の1(ロ)と2(ロ)を除いた残り	付表2の2(ロ)			
付表1									
付表2の1(ロ)	付表2技術のうち、左記の1(ロ)と2(ロ)を除いた残り								
付表2の2(ロ)									
<ul style="list-style-type: none"> この表現は、改正前の規定でも使われています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術</td> <td style="width: 30%;">「い地域①」及び「り地域」</td> </tr> </table> <p>つまり以前からの瑕疵だったわけです。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 一方、きちんと「又は」を使った規定も存在します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1 <u>又は</u>別表2の付表2に掲げる技術（後略）</td> <td style="width: 30%;">「り地域」</td> </tr> </table> <p>もし「及び」が正しい用法であるなら「又は」を使った上記（「り地域」）規定の書き方は誤りということになります。（結局、どちらかを修整しなければならないわけです）</p> </div>		外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1 <u>又は</u> 別表2の付表2に掲げる技術（後略）	「り地域」				
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」								
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1 <u>又は</u> 別表2の付表2に掲げる技術（後略）	「り地域」								
<ul style="list-style-type: none"> 今回の改正箇所以外で、不適切と思われる「及び」の記述も併せてあげておきます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術を除く。）</td> <td style="width: 30%;">と地域①（り地域を除く）</td> </tr> <tr> <td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術を除く。）</td> <td>ち地域</td> </tr> <tr> <td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術</td> <td>と地域②</td> </tr> <tr> <td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術</td> <td>ち地域</td> </tr> </table>		外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	と地域①（り地域を除く）	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	ち地域	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	と地域②	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	ち地域
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	と地域①（り地域を除く）								
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	ち地域								
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	と地域②								
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	ち地域								
<p>【経産省回答】</p> <p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>									